新潟県条例第11号

新潟県民会館条例の一部を改正する条例

第１条　新潟県民会館条例（昭和42年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>

第15条　削除

</td><td>

（利用料金）

第15条　指定管理者による管理の場合には、第８条から第10条までの規定は、適用しない。

２　指定管理者による管理の場合には、使用者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

３　指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

４　利用料金は、別表に掲げる施設については同表に定める額、規則で定める附属設備については規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

５　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項の規定により利用料金を定めることが適当でないと認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができる。

６　利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

７　指定管理者は、規則で定める事由に該当すると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

８　指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める事由に該当すると指定管理者が認めるときは、この限りでない。

</td></tr>
<tr><td>

別表（第８条関係）

(1)～(3)　（略）

(4)　会議室及び楽屋の使用料

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>使用時間</th><th>使用料（円）</th><th>収容人員等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">会議室</td><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>第１会議室</td><td>午前
午後
夜間
全日</td><td>4,730
6,630
6,840
16,930</td><td>（略）</td></tr>
</table>

</td><td>

別表（第８条、第15条関係）

(1)～(3)　（略）

(4)　会議室及び楽屋の使用料

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>使用時間</th><th>使用料（円）</th><th>収容人員等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">会議室</td><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>第１会議室</td><td>午前
午後又は夜間
全日</td><td>4,080
5,310

13,700</td><td>（略）</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

	第２会議室	午　前	3,380	（略）
	第３会議室	午　後	4,610	
	第４会議室	夜　間	4,760	
		全　日	11,860	

（略）

(5)　（略）

（略）

	第２会議室	午　前	2,920	（略）
	第３会議室	午後又	3,690	
	第４会議室	は夜間		
		全　日	9,820	

（略）

(5)　（略）

（略）

第２条　新潟県民会館条例の一部を次のように改正する。

別表第５号の表を次のように改める。

(5) ギャラリーの使用料

区　　分	使用時間	使　用　料（円）			区　　割　　等
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合		
			入場料が1,000円以下の場合	入場料が1,001円以上の場合	
ギャラリー（A）	午前９時から午後５時まで	2,440（１区割当たり）	3,840（１区割当たり）	4,990（１区割当たり）	12区割 ３階　579平方メートル
ギャラリー（B）	午前９時から午後５時まで	2,440（１区割当たり）	3,840（１区割当たり）	4,990（１区割当たり）	８区割 ３階　412平方メートル
備　　考	準備又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。				

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第４号及び第５号の表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。